



深川交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和6年8月30日
深川警察署
交通課
R6年第33号

自転車安全利用五則 知っていますか？



1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- ・ 道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。
- ・ 自転車が車道を通行するときは、自動車と同じように左側を通行しなければなりません。
- ・ 自転車は、歩道に右記の標識「普通自転車歩道通行可」の標識があるところでは歩道の通行が可能です。
- ・ 歩道を通行するときは、車道寄りを徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。



2 交差点では、信号と一時停止を守って、安全確認

- ・ 自転車は、道路を通行する際は、信号機に従わなければなりません。
- ・ 一時停止の標識がある場所、踏切などでは、一時停止をして左右の確認をしなければなりません。

3 夜間はライトを点灯

無灯火は、他から自転車が見えなくなるので事故に遭うリスクが高くなります。

安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車に乗りましょう。

4 飲酒運転は禁止

- ・ 自転車は自動車と同様、酒気を帯びて乗ってはできません。

また、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供してはいけません。



5 ヘルメットを着用

- ・ **令和5年4月**から年齢問わず全世代に対しヘルメットの着用が努力義務化されました。
- ・ 自転車に乗るときは、事故による被害を軽減させるため、ヘルメットをかぶりましょう。